日 時 平成28年6月4日 (土) 19:00~21:00

場 所 志津南市民センター多目的室

出席者(会長)中原 (副会長)大上、髙岡、舟木

(町内会長) 今井、金馬、小川、秋本、黒田、山中、横山、川瀬 白石、小林、桑原

(グループ代表) 鈴木、中西 (事務局) 妹尾、長谷川、渕側

(市民センター) 一浦

<敬称略>

1 報告·連絡事項

- (1) 会長から
- ①参議院議員選挙における投票立会人の選出について
 - ・7月10日(日)に行われる参議院議員選挙における投票立会人を選出したい。第1投票区投票所(志津南市民センター)は若草一~八丁目、岡本町西の9町内会、第4投票区投票所(追分町会館)は追分南、かがやきの丘、コージーガーデン、追分鴨田の4町内会がそれぞれ該当する。
 - ・第1投票区は若草1丁目今井会長、若草3丁目小川会長、若草5丁目大上会長、第4投票区は追分鴨 田桑原会長にお願いすることになった。
- ②健幸宣言と健幸都市づくりキックオフシンポについて
 - ・健康で幸福に暮らそうという趣旨で「健幸」という漢字が充てられている。
 - ・健幸都市づくりは草津市として進め、健幸宣言は各学区のまちづくり協議会で構成される草津市まちづくり協議会連合会が8月28日(日)アミカホールで開催されるキックオフシンポにおいて宣言し、事業を進めていくことになる。
- (2) 各町内会・各グループ・事務局から
- ①岡本町西町内会
 - ・オウミ住宅による新規分譲(15区画)に伴う造成工事が7月頃から始まるということで、6月11日 (土)13時から志津南市民センターにおいて住民説明会が開催される。
- ②文化体育グループ(ふれあい推進委員会)
 - ・7月23日(土)に開催のふれあい夏まつりについて、本日第2回実行委員会を開催し、町内会および 団体の催しが全て決まり、チケットの申込方法や配付時期等が決定された。
 - ・昨年は帰りのみバスの運行を無料としたが、今年は行き帰り共に無料送迎バスを用意することになった。バスの停車場所については、コージーガーデン、向山ニュータウン、かがやきの丘中央、丸尾、若草中央通りを予定している。

③事務局

- ・志津南学区まちづくり協議会会則と志津南学区地域支え合い送迎支援活動規則の改正版を全戸 配布するので協力願いたい。まちづくり協議会会則は6月15日付の広報紙のときに、送迎支援活 動規則は7月1日付の広報紙のときに合わせて配達する。
- 【黒田】改正事項は会則に載せないのか。付則として施行日しか載らず、どのような改正が行われ たか、内容が分からない。
- 【中原】通常、法律や条例等には改正事項は記載されない。まち協の会則について、今までの改正 内容が分かるようにとの要望があるのであれば、一覧表を作成する。少々時間をいただき たい。

2.審議事項

- (1) (仮称)地域まちづくりセンターの指定管理について
 - ・草津市の第1次行政システム改革(平成16~19年度)では、協働システム構築のための地域づくりとして、市と地域社会における住民、団体、企業との役割分担と協働・連携が進められてきた。
 - ・第2次行政システム改革(平成25~28年度)では、まちづくり協議会を中心とした地域によるまちづくりの推進が掲げられていて、その一環として、活動拠点である現在の市民センター(公民館)をま

ちづくり協議会が主体的に管理運営できるよう、(仮称)地域まちづくりセンターに機能転換し、平成29年4月から指定管理者制度を導入することが進められている。

- ・地方自治法第244条の2第3項「普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの(指定管理者)に、当該公の施設の管理を行わせることができる。」の規定に基づき、指定管理者制度の導入が全国的に進められている。
- ・(仮称)地域まちづくりセンターの指定管理者制度導入について、草津市まちづくり協議会連合会で協議を行い、今年の2月に「指定管理者管理要項」「管理業務仕様書」等にまとめた。
- ・業務は貸館業務、施設及び備品の維持管理、地域のまちづくりに関すること、地域が豊かになる 学びに関すること、市民の意見収集及び市政情報の発信に関すること等で、リスク分担について は具体的な事例ごとに市と指定管理者が協議することになっている。また、現在市民センターで 行われている諸証明の発行業務は平成29年3月末で終了する。そのため、平成28年10月からマイナ ンバーカードを使用してコンビニエンスストアで諸証明の発行ができるようになる。
- ・市のサポート体制として、まちづくり協働課に地域コーディネーターをおき、随時支援を行う。 また、中間支援組織としての草津市コミュニティ事業団に支援を委託し、指定管理者制度導入後 に必要とされる複式簿記での帳簿管理等、総務・経理・労務の事務について、平成28年度後半か ら支援の予定。
- ・現在、まち協職員3名、市民センター職員3名の計6名だが、指定管理者制度導入後は職員5名を見込んでおり、1名分の経費が削減されることになる。
- 【中西】まちづくり協議会事業の予算規模がかなり大きくなるのではないか。
- 【中原】まちづくり協議会の予算と管理運営費は別の会計として管理することになる。管理運営費については市へ報告を行う必要がある。
- 【中西】指定管理者の指定の申請を先延ばしにした場合、市は職員を配置するのか、それともまちづくり協議会以外の団体に任せることになるのか。
- 【中原】市内14学区のまちづくり協議会が来年4月に一斉に指定管理者となるという方針である。万が一できないまちづくり協議会があれば、まちづくり協議会以外の団体が指定されることはないということなので、従来どおり市の職員が配置されることになると思う。
- 【秋本】まちづくり協議会が主体的に管理運営するために指定管理者制度を導入するとあるが、主体的にとはどういうことか。丸投げするということか。
- 【中原】地域に合うように自分たちで管理運営をするということである。公の施設は最終的には市 が責任を負うことになるが、まちづくり協議会は日常の管理運営を行うことになる。
- 【大上】主体性という部分は事業の実施業務になると思う。今までは市のモデルによってやっていたことが、これからは提案を受けて理事会でどうやって事業を行うのか議論し、それによって決定していくのではないか。そこが理事会の大きな役割になると思う。
- 【中原】詳細については、今後理事会で議論していく必要がある。
- 【大上】指定を受けることによって、理事会としてどういう責務が生じ、どんなことをやっていかなければならないのか。複式簿記での帳簿管理はかなりの準備と労力が必要だ。帳簿の責任者は会長であると思うが、公認会計士の監査を受ける等の議論はされているのか。
- 【中原】そこまでは決まっていない。資料には複式簿記での帳簿管理と書かれているが、市への報告で複式簿記による必要はない。まち協は法人ではないので、指定管理者の指定を受けるのは会長個人となるが、会長個人に負担がかからないよう賠償責任保険に加入することになっている。
- 【大上】きっちりとしたプロジェクトを組んでやらなければならないことなのに、本当に平成29年4月からやっていけるのか。14学区全てが平成29年4月から指定管理者の指定を受けることになれば、志津南学区だけできないと言う訳にはいかないのではないか。理事会でプロジェクトチームを組んで集中的に議論をして、問題点を整理し、あるべき姿にもっていく必要がある。
- 【中原】平成29年4月から指定管理を受けることについて、この理事会で了承を得られれば臨時総会に付議し、そこで議決されれば、その後理事会で進めていくことになる。臨時総会は7月31日(日)に予定している。
- 【小川】ホームページで他学区まちづくり協議会の広報を見ると、指定管理についてのニュースが

載っていた。渋川学区は4月の総会で継続審議となり、後日臨時総会で改めて審議することになった。志津学区は去年9月に市長にまちづくりセンター新設について地域の要望を取り入れてもらいたいとの要望書を手渡されている。こういった内容を他学区では広報紙に載せており、志津南学区でも広報紙で動きを知らせていくことによって理解が深まるのではないか。

- 【中西】住民として、一人ひとりに責任や影響があるのか不安に感じられると思うので、特段そういった心配はないというメッセージを出せば、理解が得られるのではないか。
- 【中原】住民の皆さんには6月15日号の志津南ニュースでお知らせする。センターの管理運営についてはまち協職員5名が行うので、住民の皆さんに負担がかかるということは一切ないし、また、センターの利用に関して、従来と何ら変わるところはない。
- 【結論】(仮称)地域まちづくりセンターの指定管理者の指定を受けることについて、全員賛成で了承し、臨時総会に付議することとする。

以上